

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書

平成 29 年 9 月 25 日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150  
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう  
住 所 東京都千代田区永田町2-11-1  
(ふりがな) かぶしきがいしやえぬ・てい・てい・どこも  
氏 名 株式会社NTTドコモ  
代表取締役社長 吉澤 和弘  
登録年月日 平成16年4月1日  
登録番号 第74号  
連絡先 経営企画部 企画調整室

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成29年10月2日
------	------------

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接統約款新旧対照表

## 接続約款新旧対照表（10/2 改正）

新	旧
<p>第3節の2 その他の費用の支払義務 （ユニバーサルサービス料の支払義務）</p> <p>第56条の2 協定事業者は、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するFOMA特定接続契約者回線管理機能又はX i 特定接続契約者回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。<u>ただし、FOMAサービス契約約款又はX i サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。</u></p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、FOMAサービス契約約款又はX i サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 第1項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第2項及び第3項を準用することとし、同条第2項中「定額制の網使用料」とあるのは、「ユニバーサルサービス料」と読み替えるものとします。</p>	<p>第3節の2 その他の費用の支払義務 （ユニバーサルサービス料の支払義務）</p> <p>第56条の2 協定事業者は、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第1項の規定に基づき別表1（接続により提供する機能）1-1（基本接続機能）に規定するFOMA特定接続契約者回線管理機能又はX i 特定接続契約者回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、FOMAサービス契約約款又はX i サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。</p> <p>3 第1項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第53条の2（定額制の網使用料の支払義務）第2項及び第3項を準用することとし、同条第2項中「定額制の網使用料」とあるのは、「ユニバーサルサービス料」と読み替えるものとします。</p>